

財 務 諸 表 に 対 す る 注 記

1. 継続事業の前提に関する注記

継続事業の前提に重要な疑義を抱かせる事象及び状況は存在していない。

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は取得価格）によっている。

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定額法によっている。

(3) リース取引の処理方法

リース取引の所有権が借主に転貸すると認められるもの以外のファイナンスリース取引については、通常の賃貸取引に係る方法に準じた会計処理によっている。なお、1件当たりのリース料総額が300万円未満のため、一部注記を省略している。

(4) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税込み方式によっている。

3. 会計方針の変更 該当事項はない。

4. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産	616,532,060	373,502,763	374,242,222	615,792,601
普通預金	14,472,360	141,249,600	154,517,662	1,204,298
定期預金	3,300,000	0	3,300,000	0
投資有価証券	598,759,700	232,253,163	216,424,560	614,588,303
特定資産	12,835,621	27,094	1,700,000	11,162,715
緑化普及積立資産	12,835,621	27,094	1,700,000	11,162,715
合 計	629,367,681	373,529,857	375,942,222	626,955,316

5. 基本財産及び特定財産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	当期末残高	〔うち指定正味財産からの充当額〕	〔うち一般正味財産からの充当額〕	〔うち負債に 対応する額〕
基本財産	615,792,601	(590,443,390)	(25,349,211)	—
普通預金	1,204,298	(1,204,298)	(0)	—
定期預金	0	(0)	(0)	—
投資有価証券	614,588,303	(589,239,092)	(25,349,211)	—
特定資産	11,162,715	(11,162,715)	(0)	—
緑化普及積立資産	11,162,715	(11,162,715)	(0)	—
合 計	626,955,316	(601,606,105)	(25,349,211)	(0)

6. 担保に供している資産 該当事項はない。

7. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	取 得 価 額	減価償却累計額	当期末残高
構 築 物	228,646	74,308	154,338
什器備品	766,394	598,664	167,730
合 計	995,040	672,972	322,068

8. 保証債務等の偶発債務 該当事項はない。

9. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減及び残高は、次のとおりである。

(単位：円)

補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の記載区分
補 助 金						
緑の募金アクションプラン助成金	国土緑化推進機構	0	700,000	700,000	0	—
緑と水のファンド助成金	国土緑化推進機構	0	1,890,000	1,890,000	0	—
合 計		0	2,590,000	2,590,000	0	

10. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次のとおりである。

内 容	金 額(円)
経常収益への振替額	
基本財産受取利息の振替額	8,147,778
受取国土緑化推進機構補助金の振替額	2,590,000
受取寄附金振替額	1,700,000
募金収益の振替額	55,744,739
合 計	68,182,517

11. 関連当事者との取引の内容 該当事項はない。

12. 重要な後発事象 該当事項はない。

13. その他 金融商品に関する会計基準

(1) 金融商品に対する取組方針

当法人は、公益目的事業1及び法人会計の財源の相当部分を運用益によって賄うため、円建て債券により資産運用する。

(2) 金融商品の内容及びリスク

投資有価証券は、公共債、民間債及び外国債（為替変動の影響を受けるものを除く）であり、発行体の信用リスク、市場価格の変動リスクに影響を受ける場合がある。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 資産運用規程に基づく取引

金融商品の取引は、当法人の財産管理規定及び資産運用細則に基づき行う。

② 信用リスクの管理

債券のうち民間債及び外国債については、主要な格付機関のA格付以上を取引条件としている。なお、取引後に格付が基準を下回った場合で、運用に影響があると判断されるときは、当該債券の取扱について理事会で協議することとしている。

③ 市場リスクの管理

債券については時価を定期的に把握し、理事会に報告する。